

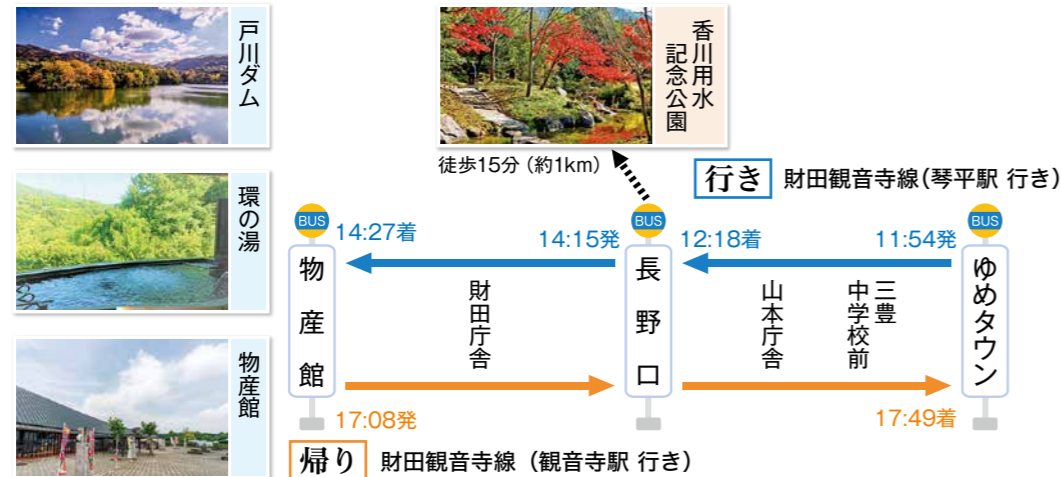
感染対策実施中 **コミュニティバスにゆ〜す16**  
 ▶問い合わせ 交通政策課 ☎73-3055

**コミバスで紅葉を巡ってミヨ!**

紅葉のシーズンです。今回はコミュニティバスで行ける紅葉スポットとして、「ゆめタウン」から財田町の「香川用水記念公園」と「戸川ダム」への行き方を紹介します。財田観音寺線を使えば、図のように両方のスポットに立ち寄って紅葉を満喫し、道の駅たからだの里「物産館」でお買い物、「環の湯」で温泉を楽しんで帰ることも可能です。家族や友人と一緒にコミュニティバスでお出かけし、秋の行楽をお楽しみください。



※「環の湯」からも発着しています。  
 ※時刻は一例です。都合に合わせて、ルートやダイヤを時刻表などでご確認ください。  
 ※利用時は感染症対策にご協力ください。



望まない性的な行為は、暴力にあたりません。性的な暴力は、年齢性別に関わらず、また、身近な人や夫婦・恋人の間でも起こります。つらいこと、不安なことについて一人で抱え込まず、まずは「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」にご相談してみませんか。  
 あなたが不安に思ったり心配したり、迷っていることを一人ひとりの状況に応じて受け止め、安心できる方法を一緒に考えてくれます。

相談できることの一例です。  
 ・妊娠や性感染症が心配  
 ・ここからやからだのことが心配  
 ・警察に相談したいが、相談するかどうか迷っている  
 ・今後、安心して安全に生活することができるとの心配  
 また、この他にも身近な相談窓口がありますので、ご利用ください。

**目指せ 男女共同参画社会**  
 11月12日(土)〜25日(金)は、「女性に対する暴力をなくす運動」期間です  
 No.90

▲令和4年度リーフレット

**全国一斉 「女性の人権ホットライン」**  
 期間 11月18日(金)〜24日(木)  
 相談受付時間  
 平日 午前8時半〜午後7時  
 土日 午前10時〜午後5時  
 相談電話番号  
 ☎0570・070・810  
 ▼問い合わせ 高松法務局  
 ☎087・821・7850  
 ▼問い合わせ 人権課 ☎73・3008

**緊急の場合は ためらわず110番を!**

**主な相談窓口**

- 市相談ダイヤル(子育て支援課内) ☎73・3665
- 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター ☎8891
- 県性暴力被害者支援センター「オリーブかがわ」 ☎087・802・5566
- 性犯罪被害専用相談電話(ハートフルライン) ☎8103
- 県子ども女性相談センター ☎087・835・3211
- 三豊警察署生活安全課 ☎72・0110

**住宅用火災警報器** を設置しましょう

▶問い合わせ 三観広域行政組合消防本部 ☎23-3972  
 三観広域行政組合北消防署 ☎72-2119



**Q. 住宅用火災警報器とは?**

**A.** 火災による煙や熱に反応し大きな音で危険を知らせる警報器で、次の種類があります。  
 ●煙式…火災の初期から発生する煙を検出する  
 ●熱式…火災による熱を感知する  
 ●ワイヤレス連動型…複数の感知器を連動できる  
 電池式の場合、ネジで止めるのでドライバー1本で取り付けることができます。

**Q. なぜ設置が必要なの?**

**A.** 建物火災の死者数は、住宅火災によるものが約8割です。また、住宅火災の死者の約6割が逃げ遅れによるものです。火災の早期発見によって逃げ遅れを防ぎ、大切な命を守るために必ず取り付けましょう。

**Q. 交換は必要なの?**

**A.** すでに設置されている電池式の住宅用火災警報器は、電池切れや電子部品不良の可能性があるので、定期的に作動を確認し、10年を目安に本体を交換することをおすすめします。

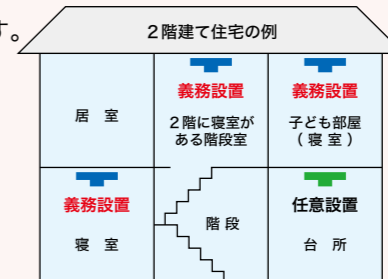


**Q. どこに取り付けたいの?**

**A.** 取り付ける場所(必要なところ)は、次の場所です。

- 寝室
- 2階建て以上では、寝室がある階の階段上部
- 火気を使用する台所

**義務設置** ……煙感知器を必ず設置してください  
**任意設置** ……熱感知器の設置をおすすめします



**付けてよかった! 体験談**



午後7時30分頃、木造2階建て住宅の1階和室にある仏壇にローソクと線香をあげ、火を消すことなくその場を離れました。しばらくして階段部分に設置していた住宅用火災警報器の鳴動音に気付いて確認したところ、和室内の仏壇付近が燃えているのを見発。すぐに座布団や洗面器と水を使って消火することができ、早期の発見で内壁の一部と仏壇周辺の物品などを焼損しただけで、火災の拡大を阻止できました。(令和2年12月 三観広域消防本部管内)

**自主防災組織を作ろう! 自分たちで自主防災組織を結成!**

**自主防災組織を結成するには?**

**A** 次の3つのステップで結成できます。

- 1 地区・自治会などで、自主防災組織の結成について話し合う**  
 自主防災組織は、皆さんの合意で成り立つ組織です。まずは協力者を集め、地区や自治会などで、自主防災組織の設置について、よく話し合ひましょう。
- 2 会則などを決め自主防災組織を結成する**  
 中心となるメンバーを選出し、会則、役員、班編成、活動内容などを決めて、自主防災組織を結成しましょう。(会則や班編成のひな形については、危機管理課でお渡しできます)
- 3 市へ自主防災組織結成届を提出する**  
 自主防災組織結成届、会則、組織表を提出しましょう。  
 不明点や疑問点があれば危機管理課へご相談ください。  
 自主防災組織の活動は、普段からの地域住民の交流・情報の共有が大切です。お互いに無理のない範囲で楽しく取り組みましょう。

▼問い合わせ 危機管理課 ☎73・3119